

② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準案

当該基準は施設型給付費及び地域型保育給付費を受け取る者として適当であるかを、利用者に対する手続きの説明や会計処理、秘密保持、情報公開等の運営面から判断するための基準であり、保育環境を直接的に決定するものではないため、国基準のとおりとする。

【運営基準の主な内容】

分類	内容
定員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、認定こども園：20人以上 ・ 家庭的保育事業：1～5人 ・ 小規模保育事業（A型・B型）：6～19人 ・ 小規模保育事業（C型）：6～10人
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容、手続きの説明、同意、契約 ・ 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ・ 市町村によるあっせん、調整及び要請に対する協力 ・ 支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・ 子どもの心身の状況の把握 ・ 子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） ・ 小学校等との連携（教育・保育施設のみ） ・ 連携施設との連携（地域型保育事業のみ） ・ 利用者負担の徴収（実費徴収、上乘せ徴収を含む） ・ 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） ・ 特別利用保育 ・ 特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
管理運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 ・ 秘密保持、個人情報保護 ・ 非常災害対策、衛生管理 ・ 事故防止及び事故発生時の対応 ・ 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） ・ 苦情処理 ・ 会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等） ・ 記録の整備
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）